

9. その他の制度について

8) 郵便等による不在者投票制度

投票所で投票することが困難な重度身体障がいのある方が郵便等で投票できる制度です。

《対象》

両下肢・体幹・移動機能の障がいのある方 1級、2級

内部障がいのある方(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい)1級、3級、(免疫、肝臓)1級から3級

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。

【担当】洞爺湖町 選挙管理委員会 電話 74-3000